

## 風水害等の「警報」発表時・および大地震発生時等における児童の安全確保について

### 風水害等の警報発表時

横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎)に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合、児童の安全な登下校を確保するための学校側の対応は、以下のとおりです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ等で情報を正確に把握し、児童の登校について、ご判断ください。

#### 午前7時の段階で「警報」が発表継続中の場合

- 1 横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が午前7時の段階で発表継続中の場合は、児童の安全確保のため、学校は臨時休業となります。  
学校からの「メール配信」はいたしません。
- 2 児童の登校前に、「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中の場合については、ご家庭の判断で登校を見合わせるか、遅らせてください。  
その際、登校できなかったとしても欠席扱いにはなりません。また、遅れて登校しても、遅刻扱いにはなりません。児童の安全確認のため、欠席・遅刻の場合は学校へ連絡をください。

#### 登校後に「警報」が発表された場合

- 1 登校後に「暴風警報」「大雪警報」が発表された場合は、授業を繰り上げ、各教室で緊急時児童引き取りを行います。学校より「メール配信」等を使って連絡します。
- 2 登校後に「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合は、学校の判断により、緊急時児童引き取りを行うことがあります。その場合には、学校より「メール配信」等を使って連絡します。

※気象に関する情報は、ラジオ・テレビによる「天気予報」やインターネット等による「気象情報」より入手してください。

# 大地震が発生・または発生するおそれのある場合

「東日本大震災」の教訓を生かして、横浜市では大規模地震(市内のいずれかで、震度 5 強以上の地震が観測されたとき)発生の際は、以下のような対応をいたします。

## 横浜市内のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合

- 1 学校は臨時休業になります。
- 2 授業中に発災した場合は、直ちに授業を打ち切り、緊急時児童引き取りを実施します。保護者が引き取りに来るまで、児童は学校留め置きとします。

※学校より「メール配信」等を使って連絡しますが、通信手段が不通となる可能性もあります。学校から連絡がなくても、学校へ児童を引き取りにきてください。  
※引き取り代理人の方は、委任状を持参してください。

## 大規模地震にあたらぬ地震発生の場合

以下のような場合は大規模地震発生と同じ対応をとることがあります。

- 1 周辺の鉄道等の運行が中止され、再開の見込みがたたない場合
- 2 学校および周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合

## 政府による「東海地震警戒宣言」が発表された場合

- 1 学校は臨時休業になります。
- 2 授業中に警戒宣言が発表になると学校は授業を打ち切り、保護者引き取りを実施します。

## その他の緊急事態が発生または想定された場合

以下のような場合に児童の引き取りを実施することがあります。

- 1 反社会的な暴動(テロ等)が発生または想定される場合
- 2 犯罪等が発生し、児童を個別で下校させられない場合

お願い

学校への問い合わせの電話等は、混乱をさけるためご遠慮ください。